



平成21年度

まちづくり勉強会 (第3回)

■■■ 内 容 ■■■

1. 都市施設の概略設計（公園・緑のネットワーク）
2. 賑わい広場について

平成22年2月4日

北 谷 町

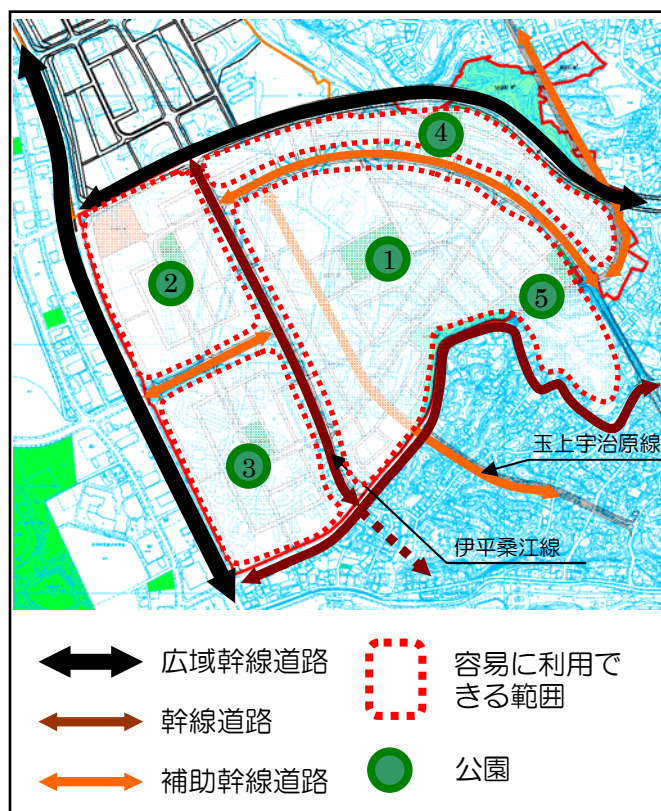
1 都市施設の概略設計（公園・緑のネットワーク）

1 公園の配置方針

（1）公園の配置方針

昨年度のまちづくり基本計画案において公園は、地区中央に近隣公園を配置し、さらに地区全体に公園の利便性が行き渡るよう街区公園を適宜配置するとしている。

公園の配置は、当該公園を利用する者が「容易に利用できる」ように配置することが基準とされており（都市公園法施行令）、本地区における「容易に利用できる」範囲は、幹線道路等の比較的交通量の多い道路により区分され、下図に示すとおりとなる。



この範囲を基本として、公園を配置するものとし、区域が大きいエリアについては複数の公園を配置する。

(2) 公園の規模（面積）

1) 公園の必要量

開発（開発行為、土地区画整理事業等）においては、地区内に居住することとなる人口1人当たり3㎡以上、かつ、施行地区面積の3%以上の公園面積が必要となる。

- 本地区内に居住することとなる人口による公園面積
推計人口 4,300 人 × 3㎡ = 約 12,900 ㎡ 以上
- 施行地区面積の3%以上となる公園面積
本地区面積（図上求積）63ha × 3% = 約 18,900 ㎡ 以上

施行地区面積は、本地区の跡地利用を最も効率的に発揮できる範囲を設定することが望ましいが、道路整備に絡み、跡地周辺区域の整備も検討されるため、範囲の確定は難しい。よって公園規模は、余裕を見て約 20,000 ㎡と設定する。

2) 各公園の規模

近隣公園については、既に周辺に整備されている大規模な公園（北谷公園、桑江公園、安良波公園）を考慮し、10,000 ㎡とする。

「街区公園」については、都市公園法施行令による標準面積 2,500 ㎡を基本とする。

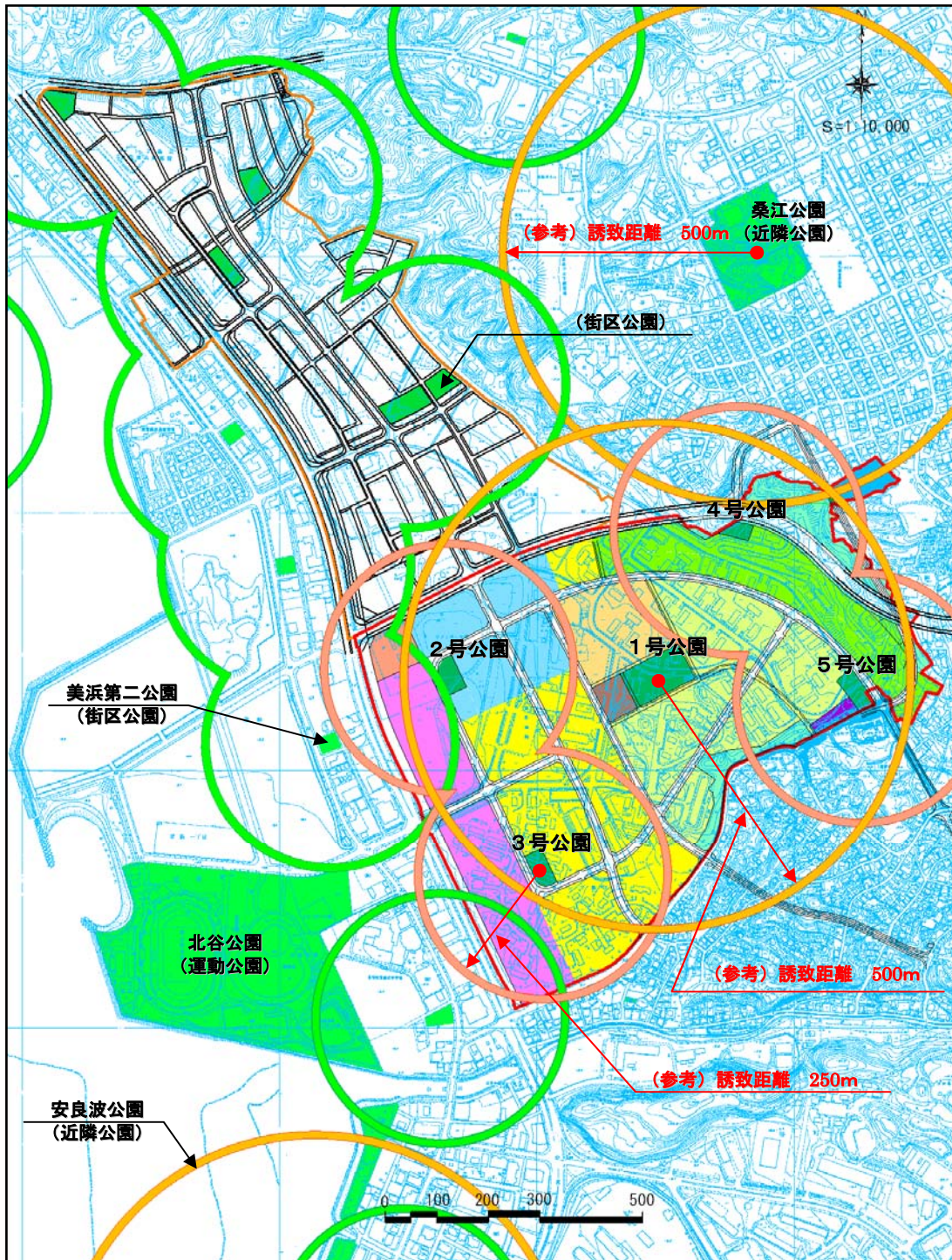
【各公園の規模】

公園名	公園種別	規模(ha)	備考
1号公園	近隣公園	約 1.0ha	
2号公園	街区公園	約 0.25ha	
3号公園	街区公園	約 0.25ha	
4号公園	街区公園	約 0.22ha	
5号公園	街区公園	約 0.28ha	

(3) 公園の配置計画図

公園は、配置方針及び規模の設定に基づき、下図のように配置する。
本地区周辺における公園の配置状況も合わせて示す。

【公園配置計画図】



(4) 地区周辺の公園の整備状況

本地区周辺の公園整備状況は、桑江公園（近隣公園）、国道 58 号を挟んで北谷公園（運動公園）、安良波公園（近隣公園）、美浜地区区画整理事業により整備された街区公園（美浜第一、第二、第三）などが整備されている。

また、隣接する「桑江伊平土地区画整理事業」において計画されている街区公園が5箇所あり、現在整備が進められているところである。

【地区周辺の主な公園】

公園名	公園種別	規模(ha)	整備状況	備考
北谷公園	運動公園	約 20.80ha	整備済	陸上競技場、野球場、ソフトボール場、テニスコート等
安良波公園	近隣公園	約 3.70ha	整備済	多目的広場、噴水池、野外ステージ、アラハビーチ
桑江公園	近隣公園	約 3.30ha	整備済	総合運動場、テニスコート
美浜第一	街区公園	約 0.15ha	整備済	多目的広場
美浜第二	街区公園	約 0.14ha	整備済	多目的広場
美浜第三	街区公園	約 0.14ha	整備済	多目的広場
1号街区公園	街区公園	約 0.28ha	未整備	桑江伊平地区内
2号街区公園	街区公園	約 0.26ha	未整備	桑江伊平地区内
3号街区公園	街区公園	約 0.21ha	未整備	桑江伊平地区内
4号街区公園	街区公園	約 0.22ha	未整備	桑江伊平地区内
5号街区公園	街区公園	約 0.38ha	未整備	桑江伊平地区内

【地区周辺の公園整備状況】(北谷町 HP より)

安良波公園 (近隣公園)

◇安良波公園は北谷公園を含む北前から美浜までの約3.9kmに及ぶO・O・2整備区域(コースタルコミュニティゾーン・海辺のふれあい地域)として認定を受け、整備されました。電宮城をイメージした正面ゲートと貝殻をモチーフにした流水階段などがあります。ビーチ側の芝広場にはインディアン・オーク号の道具が設置されています。ここから望む東シナ海の美しい夕日に想う人々が多いのも西海岸ならではの光景です。

◇所在地	北谷町北谷2丁目21番地	地図はこちら
◇開設面積	3.7ha	
◇開設年月日	平成6年7月1日	
◇施設	多目的広場、野外ステージ、噴水池、バスケットコート、インディアン・オーク号、アラハビーチ、駐車場	



▲安良波公園正面入り口



▲インディアン・オーク号



▲野外ステージと東シナ海



▲入口モニュメント



▲3on3バスケットコート



▲砂浜が約600m続くアラハビーチ

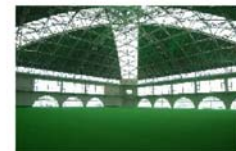
北谷公園 (運動公園)

◇公園のロケーションと国際色あふれる美浜区に位置する当該公園は市民がスポーツ・海洋レクリエーション気軽に親しめるゾーンとして利用されています。また、平成16年度には温水利用型健康運動施設「ちゆら〜ゆ」もオープンし、県外からの観光客にも利用されています。

◇所在地	北谷町美浜2番地	地図はこちら
◇開設面積	20.8ha	
◇開設年月日	昭和63年10月1日	
◇施設	水泳プール、庭球場、屋内運動場、野球場、陸上競技場、ソフトボール場、サンセットビーチ、ちゆら〜ゆ、野球サブグラウンド、駐車場	



▲北谷公園陸上競技場



▲北谷公園屋内運動場



▲北谷公園水泳プール



▲風力発電施設



▲ふれあい橋



▲サンセットビーチ裏海岸

桑江公園 (近隣公園)

◇桑江公園は昭和59年に供用開始され、付近には北谷高校、消防署が隣接しています。また、平成16年4月には北谷ニライセンター(町立図書館、生涯学習プラザ)が開設され、文教、社会施設の充実した閑静な環境に囲まれています。園内は垂熱帯の植物が多種植えられ、涼を誘う流水池と、琉球庭園をイメージした東屋が来園者に心地よい空間を提供しています。

◇所在地	北谷町字桑江440番地	地図はこちら
◇開設面積	3.3ha	
◇開設年月日	昭和59年4月23日	
◇施設	多目的広場、展望台、流水池、野外ステージ	



▲緑陰と休憩施設



▲流水池と琉球庭園をイメージした東屋



▲桑江公園に隣接する北谷ニライセンター



▲樹木紹介: リュウゼツラン

美浜第二公園 (街区公園)

◇所在地	北谷町美浜2丁目4番地の1	地図はこちら
◇開設面積	0.14ha	
◇開設年月日	平成15年4月1日	
◇施設	ベンチ、多目的広場	
◇主な植栽	アカギ、オウゴンガジュマル、ヒカンザクラ、トックリヤシモドキ、ホウオウボク	



▲正面入り口



▲樹木の紹介: アカギ



▲公園の中心にそびえるアカギ



▲樹木の紹介: オウゴンガジュマル

2 歩行者ネットワーク及び緑のネットワーク

(1) 基本方針

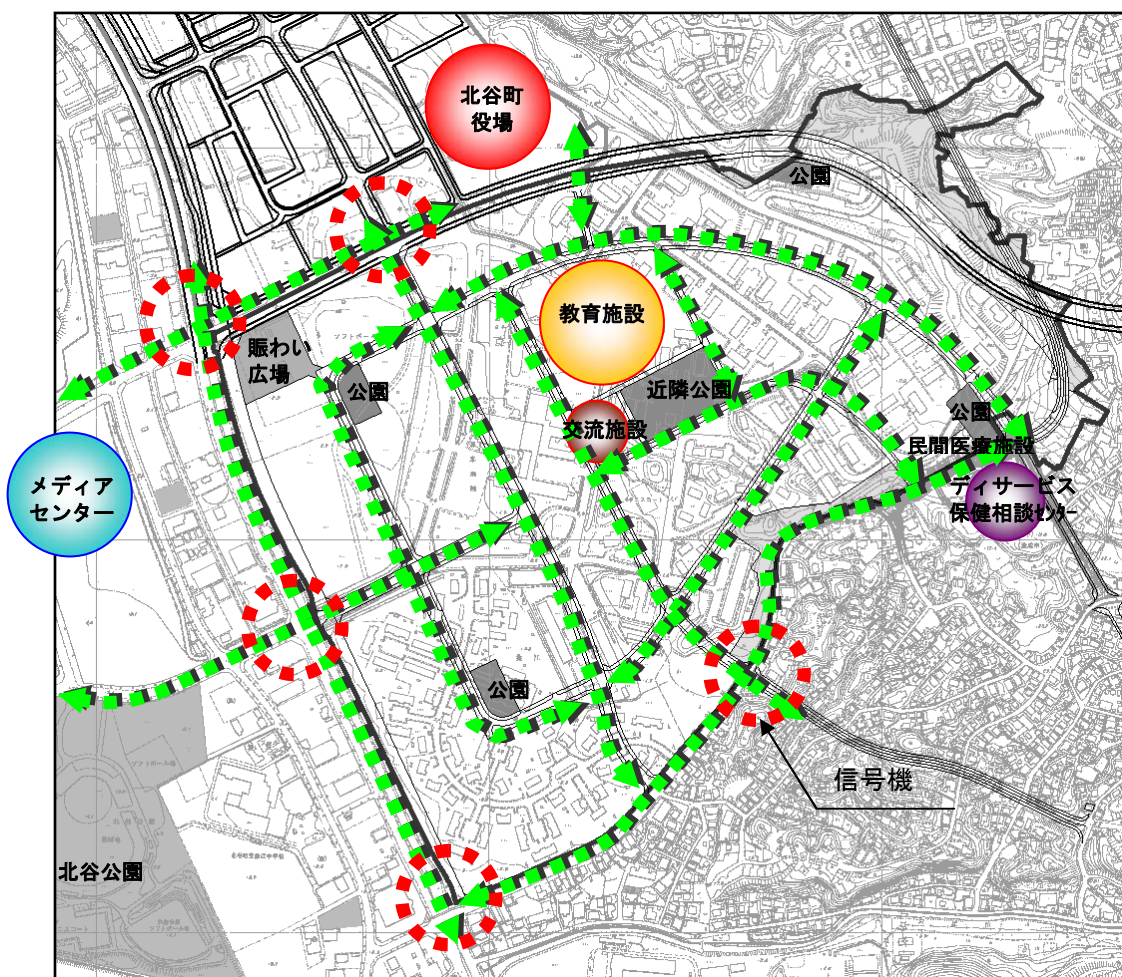
これからのまちづくりにおいては、自動車交通に頼るのではなく「人が優先の、歩けるまちづくり」が求められてきており、歩行者ネットワークを構築することが重要である。

そこで、主要な道路の「歩道」を動線としてネットワークを構築するとともに、主要道路の歩道のみでは歩行距離が長くなるような場合には、適宜歩行者専用道路を配置していく方針とする。

これらの歩行者ネットワークは、同時に緑のネットワークとして整備するものとし、植樹帯または植樹柵を設けて並木等を整備する。

(2) 地区周辺の主要施設と歩行者ネットワーク

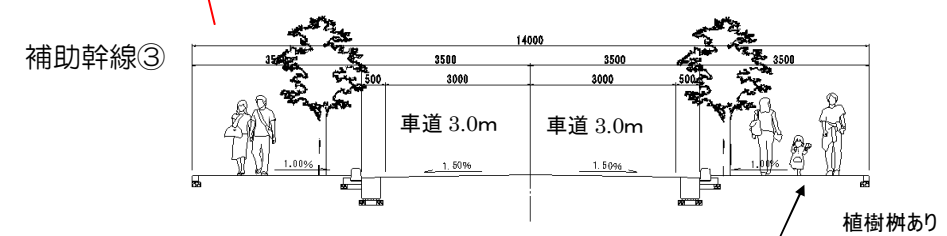
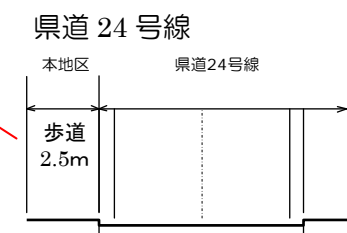
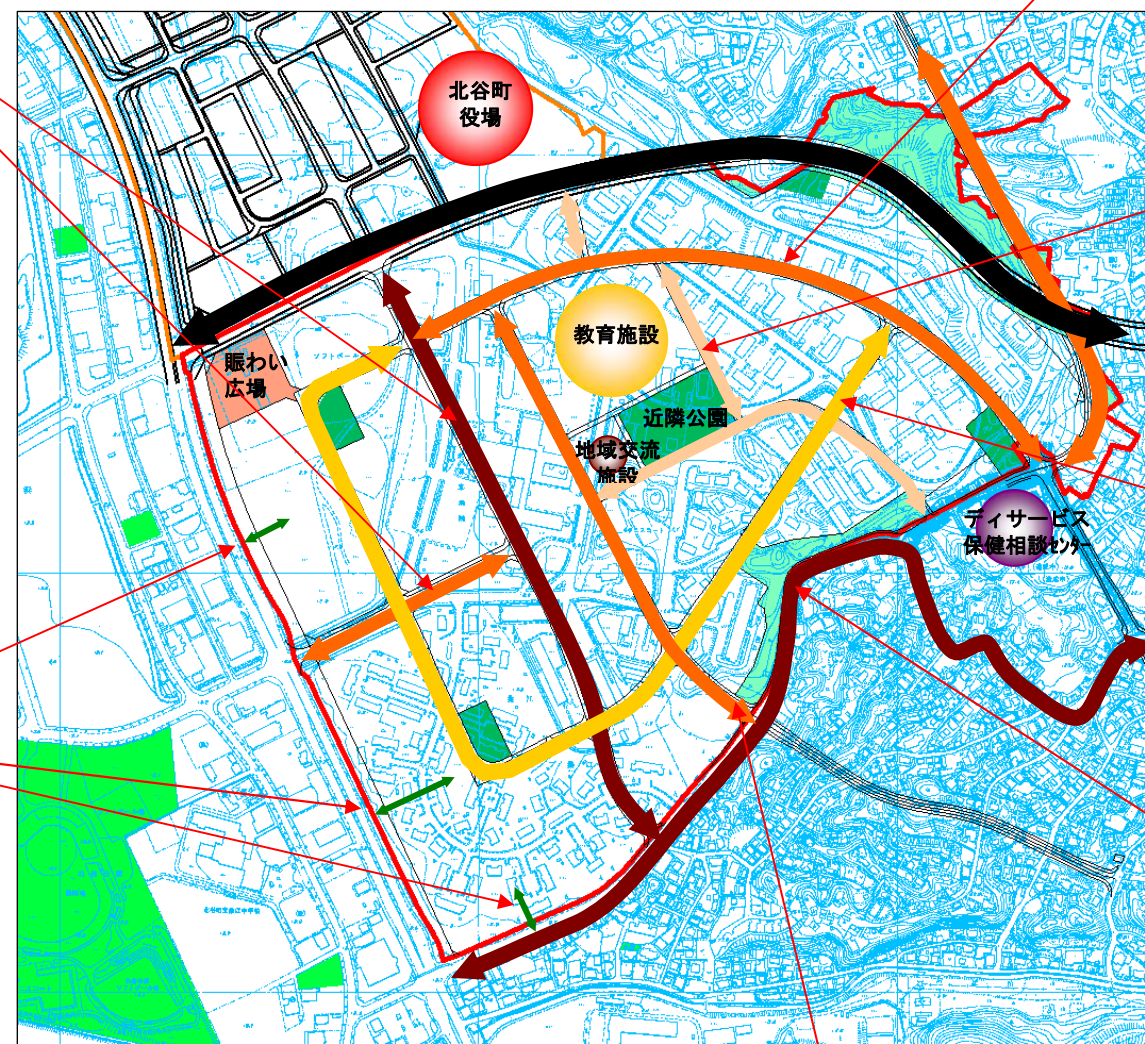
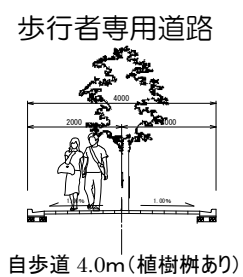
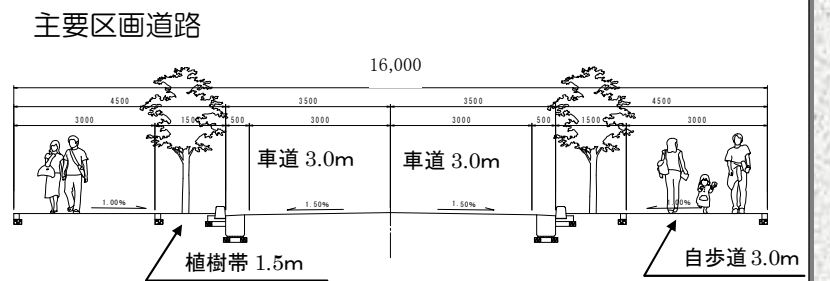
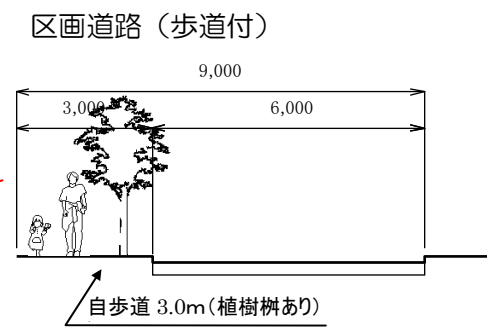
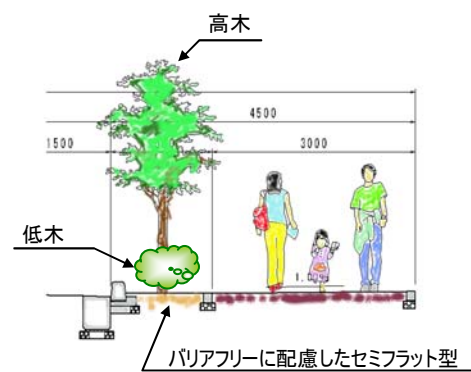
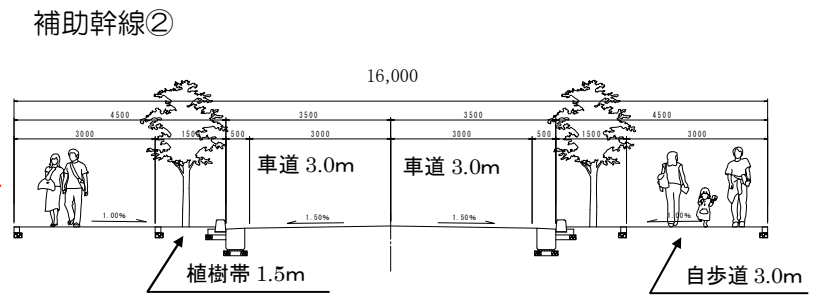
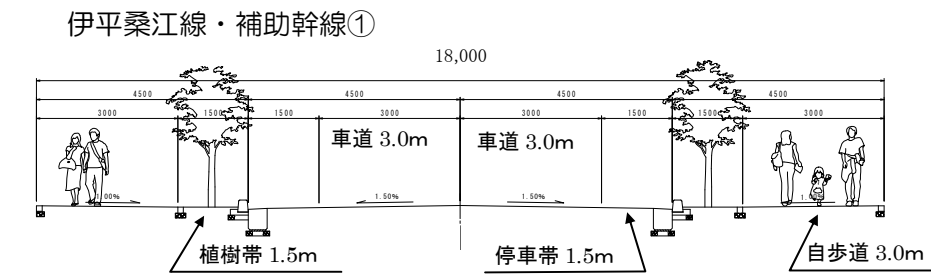
地区及び地区周辺には、下図のように様々な施設が立地あるいは計画されており、歩行者ネットワークはこれらを有機的に結び、地区を回遊できるように設定する。



2 歩道及び歩行者専用道路の設計案

歩行者ネットワーク及び緑のネットワークを実現するためには、その空間の確保が必要となる。

本地区では、主要道路の歩道及び歩行者専用道路においてその空間を確保する方針であり、ここではそれらの道路の断面構成案を示す。



※玉上宇地原線と同様の構成

(4) 歩道の整備事例

北谷町【見嘉作奈留川線】

12m 道路 歩道幅員 2.5m (植栽 1.0m)



北谷町【ニライセンター前】(商業地域)

12m 道路 歩道幅員 1.8m (植栽なし)



那覇市【小禄田原線】

16m 道路 歩道幅員 3m (植栽 1.3m)



那覇市【古島線】

16m 道路 歩道幅員 3.5m (植栽 1.2m)



那覇市【田原赤嶺線】

20m 道路 歩道幅員 5.0m (植栽 1.5m)



那覇市【金城小学校】

小学校沿い 歩道幅員 3m (植栽 1.0m)



3 緑地の配置計画

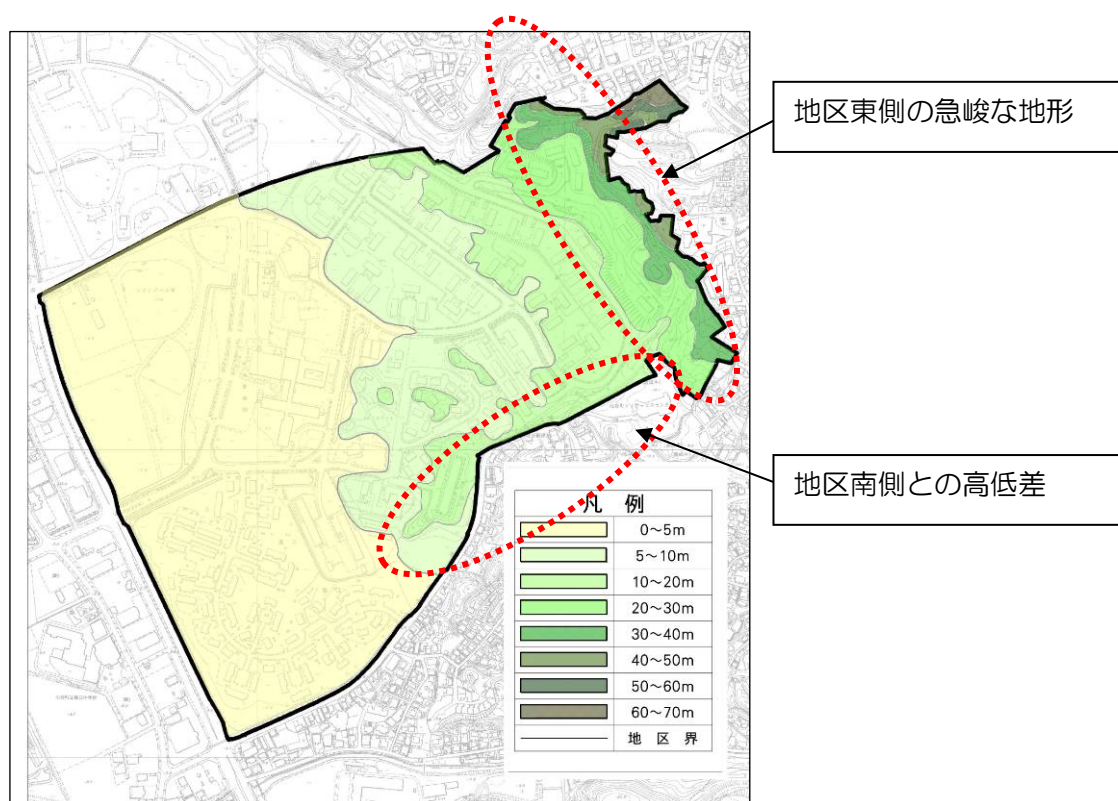
(1) 緑地の配置方針

本地区は地区西側から比較的なだらかな地形となっているが、地区東側において急激に地形が急峻となっている。

このため、宅地としての利用が不適切な部分においては地形を活かした緑地として保全していくものとする。

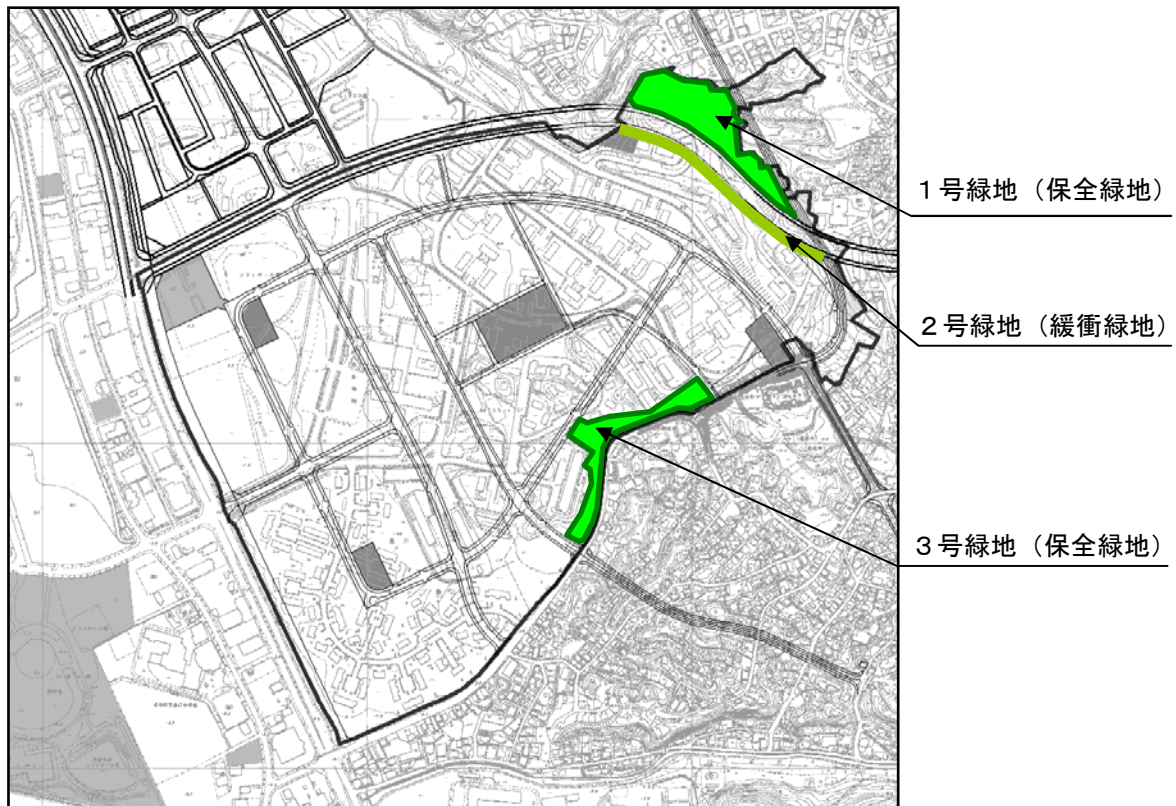
また、地区南側においては地区外南側（県道 24 号線）と比較的高低差があり、この高低差を吸収するために現況地形を活かした緑地として保全する。

その他、高架となる県道 24 号バイパスから住宅地の環境を保全する目的で緩衝緑地帯を設置する。



(2) 緑地の配置計画

各緑地は、以下のように配置する。



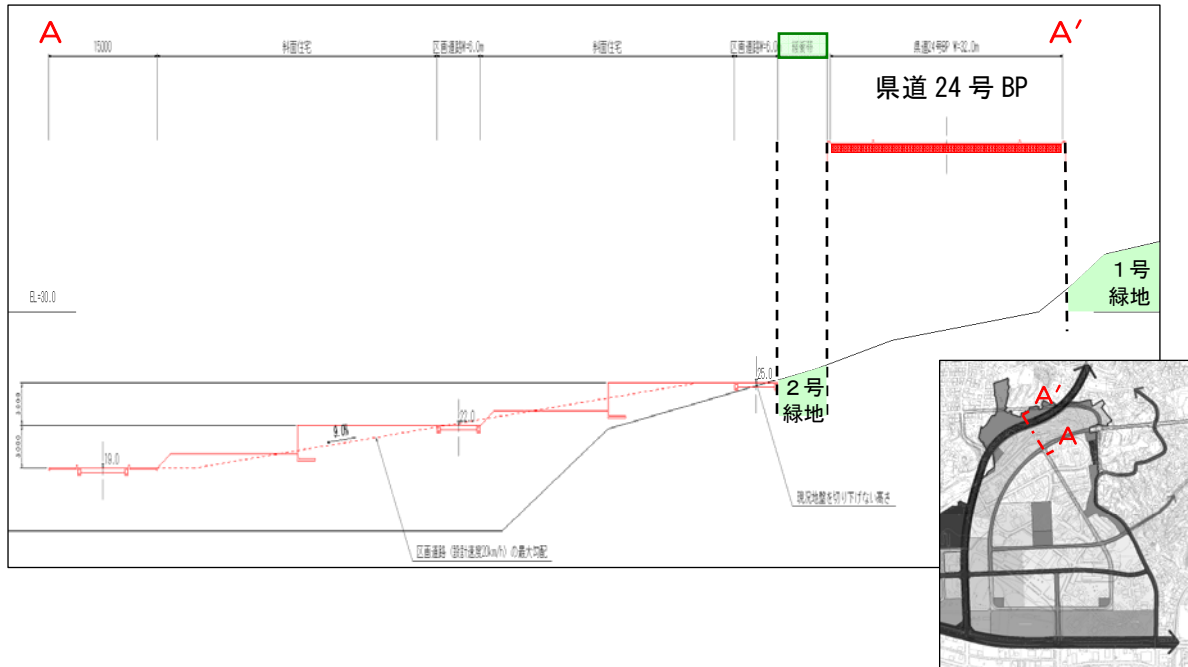
(3) 緑地の規模

【緑地の施設規模と整備方針】

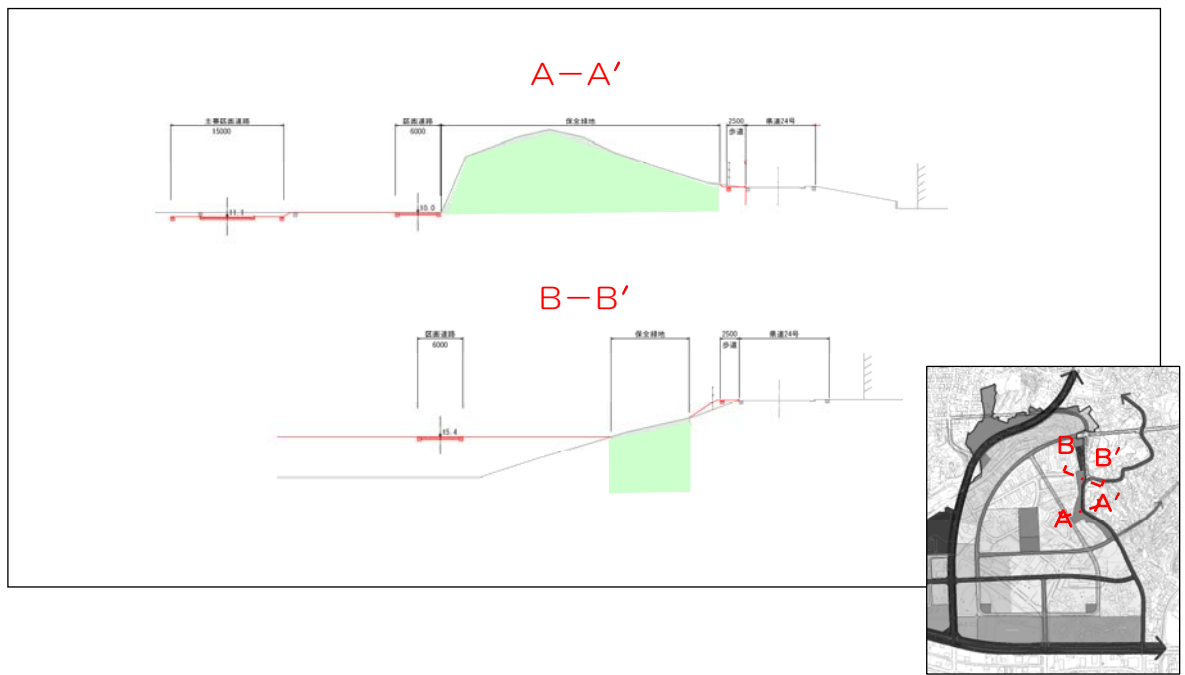
緑地名		規模(ha)	整備方針
1号緑地 (保全緑地)	東斜面 緑地	約 1.7ha	斜面地の緑地環境を保全し、周辺からの緑視豊かな空間景を演出する
2号緑地 (緩衝緑地)	県道 24BP 西側	約 0.27ha	高架構造となる県道 24号バイパスから、住環境を保全するために県道 24号バイパスに沿って帯状に配置する。
3号公園 (保全緑地)	県道 24号 北側	約 0.96ha	傾斜地の緑地環境を保全し、県道 24号から住環境を保全する

(4) 緑地の概略断面

《1号、2号緑地断面図》



《3号緑地断面図》



2 賑わい広場について

1 用地の確保

昨年度のまちづくり基本計画案においては、人が安全に集える公共的広場を想定し、公園用地として確保することとしていた。

しかし、役場内部における協議再検討において、公園とした場合は土地利用に制限を受けることとなるとの指摘があり、用地確保の方法については、次のように再検討を行うこととなった。

町が土地利用に関わっていくことを前提とし、公園用地に限定せず、公有地、保留地、歩行者専用道路など、様々な可能性を検討する

2 整備活用の方法

賑わい広場について、これまでに提案されている整備、活用の方法を整理する。

- ①まちの顔として、人々が行き交い賑わいのある広場を整備する
- ②周辺施設（役場、業務地、住宅地）へ人を導く動線となるような整備をする
- ③歩行者専用の通路を本地区中央部に向けて斜めに整備する
- ④比較的小規模な店舗（食料品、雑貨、衣料品、カフェ）や、小規模な医療施設などを隣接立地させる
- ⑤定期的に朝市を開催する
- ⑥この広場に歩いて行ける道（歩行者動線）を整備する

【整備・活用のイメージ】

（サイン計画）



（イベント広場）



（モール）



（オープンカフェ）

